

骨髄等移植ドナー支援事業のお知らせ

事業概要

骨髄又は末梢血幹細胞の提供をした方（以下「ドナー」といいます。）とその方を雇用している事業所の負担軽減を図り、ドナー登録希望者の増加及び骨髄等の移植を支援することを目的に、助成金の交付を行います。

対象者

- ・骨髄等の採取に伴う通院又は入院から退院までの期間において長岡市内に住所があり、かつ公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた人
- ・上記ドナーを骨髄等の移植を完了した日において雇用している長岡市に住所を有する事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く）

助成金額

次に掲げる通院又は入院の日数に応じ、下記の金額を助成します。

- ・ドナー本人 2万円/1日（上限20万円） ・ドナーを雇用する事業所 1万円/1日（上限10万円）
 - （1）骨髄等の採取前の健康診断のための通院
 - （2）自己血貯血のための通院
 - （3）骨髄等の採取のための入院
 - （4）上記3つの他、骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院又は入院

※骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院又は入院を除きます。

申請方法 【骨髄等の採取が完了した日から起算して1年以内】

申請書及び添付書類を、電子メールまたは窓口、郵送で提出してください。

【ドナー本人】

- （1） 長岡市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書
- （2） 財団が発行する通院又は入院の日数及び骨髄等の提供の完了を証する書類の写し
- （3） 振込先の通帳の写し（ドナー本人の申請の場合）
- （4） 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し



←各様式はこちら

【ドナーを雇用している事業所】

- （1） 長岡市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書
- （2） 債権者登録（変更）申請書
※債権者登録をしていない場合は必須。既に登録が済んでいる場合は不要。
- （3） 財団が発行する通院又は入院の日数及び骨髄等の提供の完了を証する書類の写し（ドナー本人が市に交付申請をしている場合は省略可）
- （4） ドナーとの雇用関係が確認できる書類（在職証明書・雇用証明書など）
※様式は任意です。

問合せ先 長岡市福祉保健部 保健医療課 窓口・電話受付時間 8:30～17:15（土日祝除く）

〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ2階

T E L : 0258-39-2383 メール : hokeniryout@city.nagaoka.lg.jp